

平成28年3月22日

答申第691号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「放送受信契約解約届に解約者用の控え書類が無い理由を記した文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

なお、放送受信契約の解約について記した日本放送協会放送受信規約第9条を情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書が存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年3月22日（第236回審議委員会）

第706号諮問、審議、答申